

亀山市告示第67号

亀山市行政専門員候補者登録制度要綱及び亀山市障がい者職場実習事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市行政専門員候補者登録制度要綱及び亀山市障がい者職場実習事業実施要綱の一部を改正する告示

(亀山市行政専門員候補者登録制度要綱の一部改正)

第1条 亀山市行政専門員候補者登録制度要綱(平成21年亀山市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第2条中「亀山市臨時職員の任用等に関する規程(平成17年亀山市訓令第18号)及び亀山市非常勤職員取扱規程(平成21年亀山市訓令第8号)」を「亀山市会計年度任用職員の任用、勤務条件、身分取扱い等に関する規程(令和2年亀山市訓令第2号)」に改める。

(亀山市障がい者職場実習事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市障がい者職場実習事業実施要綱(平成27年亀山市告示第66号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「非常勤職員の通勤手当相当額」を「亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則(令和2年亀山市規則第7号)第3条ただし書の規定により任命権者が定める額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に第1条の規定による改正前の亀山市行政専門員候補者登録制度要綱の規定により行政専門員の候補者と

して登録を受けている者は、同条の規定による改正後の亀山市行政専門員候補者登録制度要綱の規定により行政専門員の候補者として登録を受けている者とみなす。